

環境衛生課からの お知らせ



吉備庁舎 環境衛生課
清水行政局 建設環境室
522111

〜ごみ分別すれば資源〜

野焼きは原則禁止です

最近町内で野焼きに関する苦情が多く寄せられています。また、野焼きが原因となる火災も発生しています。

野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2」で禁止されています。

日常の少しばかりのゴミであっても焼却することはできません。地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶焼却、ブロック囲い焼却などいずれの焼却も禁止されています。プラスチック製品や塩ビ系製品などを燃やすことはなおさらのことです。煙やススはもちろんのこと、悪臭やダイオキシンなどが発生することがあり、人や動物に影響を及ぼします。



また、剪定枝や稲わらなど農林業を営むためにやむを得ない焼却があつても、近隣から苦情がある場合は認められません。

悪質な野焼き行為は法律により罰せられ、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金または併科に処せられます。

飼い犬は大事な家族… 迷子の犬をなくさないように

どれだけ気を付けていても、飼い犬が迷子になる可能性を0にすることはできません。特に散歩中にリードを放すことは禁止されています。また犬はカミナリなどの大きな音に驚いてパニックになってしまうことがあります。

迷子になった飼い犬は、運良く誰かに保護されたとしても、飼い主が分からないと最悪の場合は殺処分されてしまいます。飼い犬は大切な家族の一員です。万一の場合に備えて必ず身元表示（所有明示）を行いましょ。

身元表示（所有明示）の方法

鑑札と狂犬病予防注射済票

鑑札は最初の登録時に1枚、狂犬病予防注射済票は毎年の予防注射時に発行されます。



これらの票は必ず犬に付けなければいけません。これらの票が付いていれば役場を通じて迷子の連絡がきます。

また、注射済票を付けていない犬が保護された場合、予防注射を打っていないと見なされ、保健所ですぐに注射を行います。そしてその費用は飼い主に請求されることとなります。

● マイクロチップ

万一首輪がはずれた場合に備え、マイクロチップの埋め込みをお勧めします。首の皮下に小さなカプセルを埋め込みます。そこには15桁の数字が記録されおり、全国の動物保護センターや保健所、動物病院などに配備されている専用の読み取り機で数字の読み取りができます。飼い主情報を日本獣医師会事務局へ登録しておけば万一の時も安心です。

● 迷子札

首輪に飼い主の連絡先を書いた札を付けます。もつとも簡単な方法であり、保護した人がすぐに飼い主に連絡できるというメリットがあります。ただし個人情報漏れるおそれがあります。

資源のリサイクルにご協力ください

有田川町で収集したゴミは、燃やすすゴミ（燃えるゴミ）と埋め立てるゴミ（燃えないゴミ）以外のゴミは、全てリサイクルしています。

リサイクルすることには、限りある資源の有効活用という面だけではなく、温室効果ガス（二酸化炭素など）の削減という大きな役割があります。燃やしたり、埋め立てたりするゴミを少しでも減らし、資源を循環させる社会を目指すために、ゴミの徹底した分別にご協力ください。

詳しい分別の方法や収集日などについては「家庭ゴミ総合案内（平成26年4月）」の冊子や、町ホームページ内の「暮らし」をご覧ください。

